(第1面)

#### 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年5月15日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市若松区南二島三丁目5番1号 氏 名 東京製鐵株式会社 九州工場 常務執行役員工場長 兒島 和仁 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093 (791) 2635

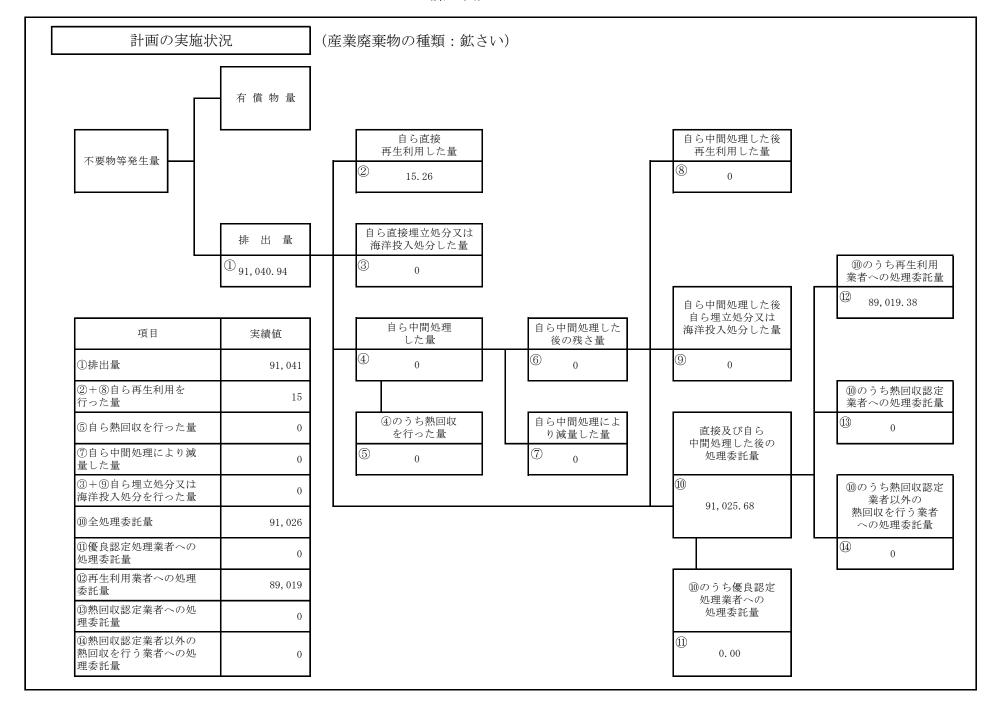
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 5 年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。

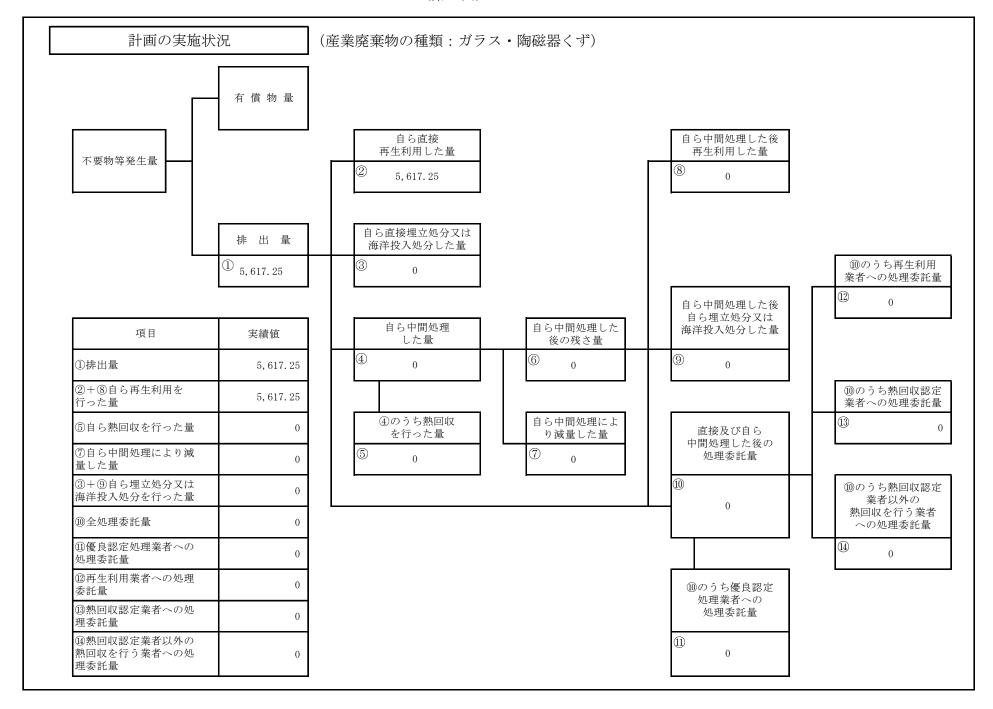
事業場の名称	東京製鐵株式会社 九州工場
事業場の所在地	北九州若松区南二島三丁目5番1号
事業の種類	鉄鋼業(2632)
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

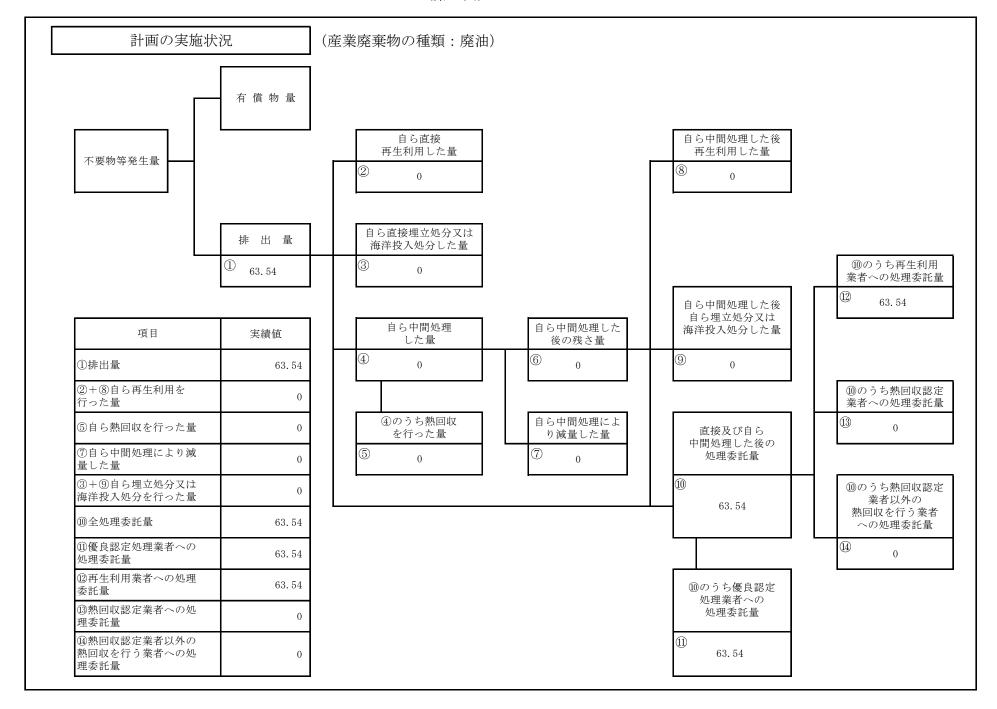
## 産業廃棄物処理計画における目標値

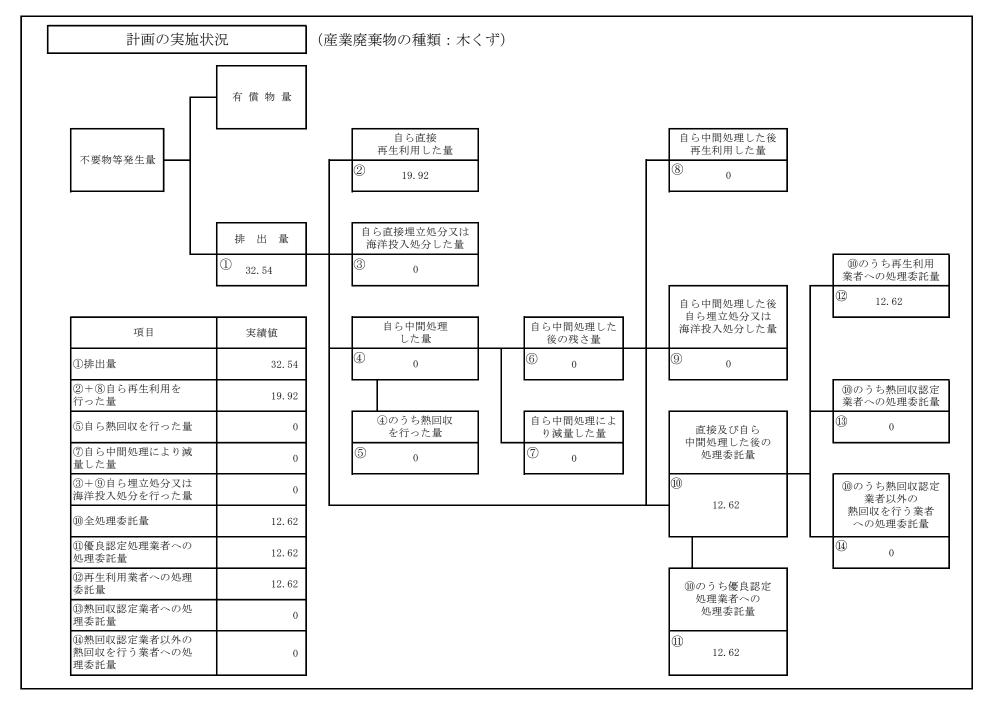
項目	目標値	項目	目標値		
排 出 量	111, 880 t	全処理委託量	103, 086 t		
自ら再生利用を行う 産 業 廃 乗 物 の 量	8, 794 t	優良認定処理業者への 処理委託量	5 6 t		
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	103,086 t		
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	O t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	O t		
※事務処理欄					

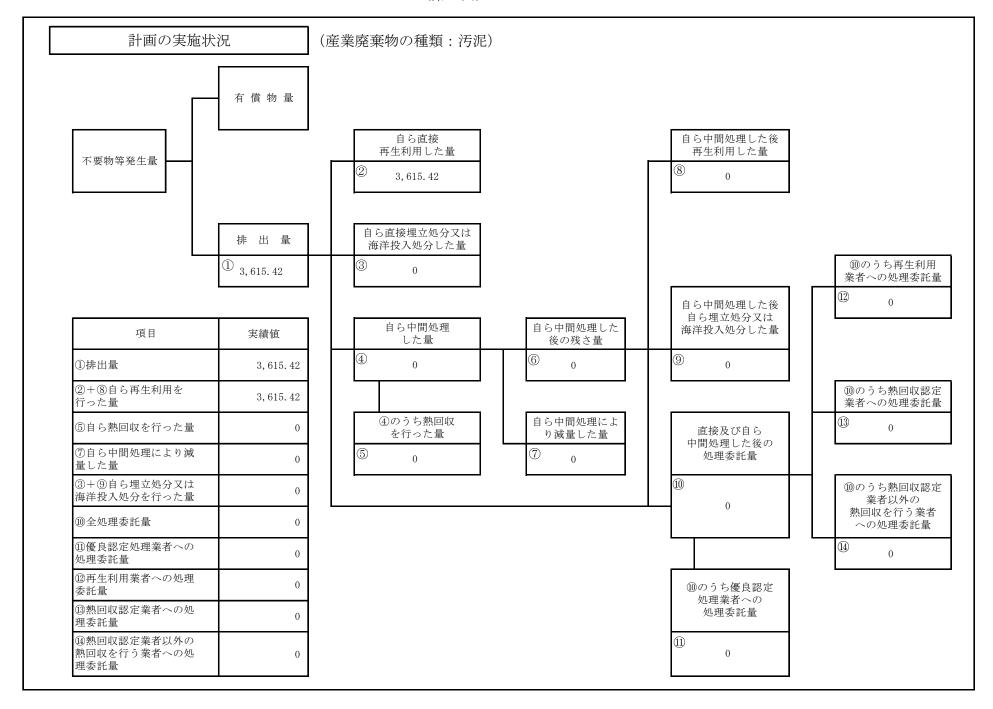
(日本工業規格 A列4番)

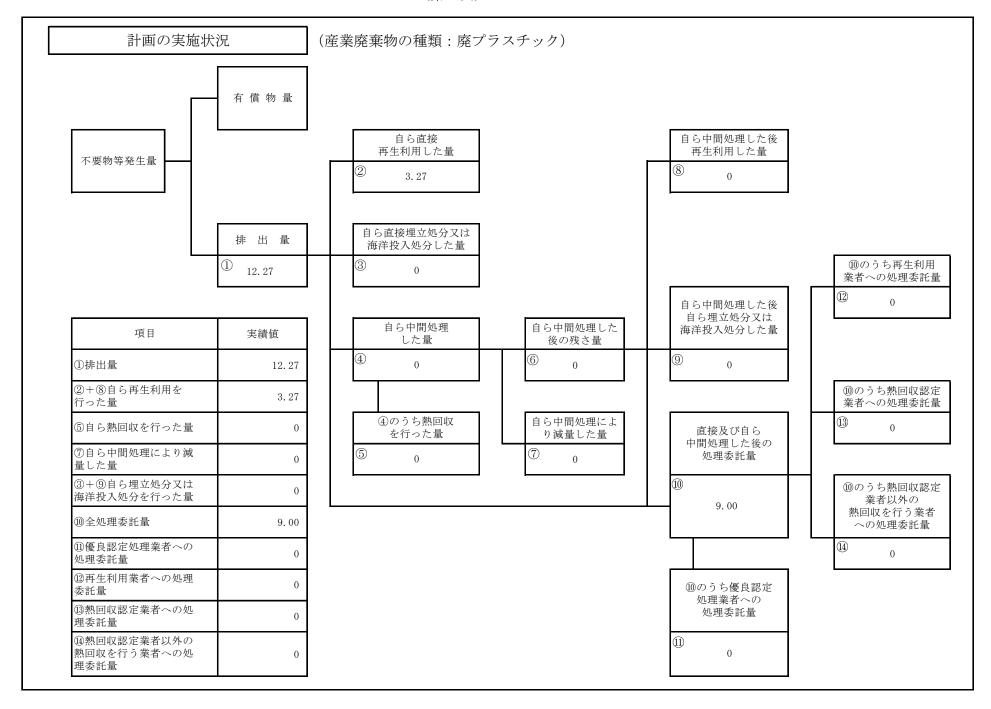












- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者) への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ③欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を 記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業 廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

#### 産業廃棄物処理計画書

令和6年5月15日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住所 北九州市若松区南二島三丁目5番1号 氏名 東京製鐵株式会社 九州工場 常務執行役員工場長 兒島 和仁 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093 (791) 2635

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	東京製鐵株式会社 九州工場		
事	業場の所在地	北九州若松区南二島三丁目5番1号		
計	画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
当該	亥事業場において現に行.	っている事業に関する事項		
	①事業の種類	鉄鋼業(2632)		
	②事 業 の 規 模	99,883百万円(令和5年度出荷額)		
	③従 業 員 数	312人(令和6年4月1日現在)		
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程			

(日本工業規格 A列4番)

産業	業廃棄物の処理に係る管	理体制に関する事項				
	(管理体制図)					
	Г		7			
	_					
		環	境委員会	2		
		処理計画作成担当		廃棄物管	 学理	
		安全環境総務課		環境管理	里係	
	_					•
産業	<b>業廃棄物の排出の抑制に</b>	関する事項				
		【前年度(令和5年度	) 実績】			
		産業廃棄物の種類	別約	紙のとおり		
		排 出 量	別約	紙のとおり		
	①現状	(これまでに実施した・自社での再生利用。	取組)			
		【目標】				
		産業廃棄物の種類	別約	紙のとおり		
		排 出 量	別系	紙のとおり		
	②計画	(今後実施する予定の・自社再生利用の推進				
産業	業廃棄物の分別に関する	事項				
	①現状	(分別している産業廃 ・特になし。	棄物の種	類及び分別に関	引する取組)	
	②計画	(今後分別する予定の ・特になし。	産業廃棄	生物の種類及び分	分別に関する	5 取組)

自	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
		【前年度(令和5年度)実績】		
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙のとおり	
			取組) 屑は耐火物保護剤、木屑 副原料として有効利用。	<b>予及び廃プラスチックは</b>
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙のとおり	
		(今後実施する予定の・実施した取り組みの		
自		 処理に関する事項		
		【前年度(令和5年度)実績】		
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙のとおり	
		(これまでに実施した・これまでに自社で中	取組) 間処理を行ったことはな	cv.
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別紙のとおり	
②計画	②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙のとおり	
		(今後実施する予定の・今後も自社で中間処		

自	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
	【前年度(令和5年度)実績】				
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
	①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙のとおり		
		(これまでに実施した ・これまでに自社で埋	取組) 立処分又は海洋処分を?	行ったことはない。	
		【目標】			
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
	②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙のとおり		
		(今後実施する予定の ・今後も自社で埋立処	取組) 分又は海洋処分を行う <sup>-</sup>	予定はない。	
産業	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
		【前年度(令和5年度)実績】			
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
		全処理委託量	別紙のとおり		
		優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり		
		再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり		
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり		
		<ul><li>木くずは燃料チップ</li></ul>	セメント原料として再	· · · · · ·	

# (第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
		全処理委託量	別紙のとおり	
		優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり	
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	②計画	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり	
		(今後実施する予定の ・有効利用の推進と再	)取組) 「生利用業者への処理委託	の検討。
<b>※ !</b>	※事務処理欄			

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元 請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種 に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、 自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量 と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組 を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理 委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用 委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1 項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外 の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組 を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

<b>E業廃棄物</b>	の排出の抑制に関する事項(第 【前年度(令和5年度)実績】	2面)						
	【削年度(守和5年度)美績】 産業廃棄物の種類	鉱さい	ガラス・陶磁器くず	廃油	木くず	汚泥	廃プラスチック	
①現状	排出量	91, 040. 94	5,617.25 t	63. 54 t	32. 54 t		t 12.27 t	
	【目標】	At- C	No. of the state o		1.7 12	)F 10		
②計画	産業廃棄物の種類 排出量	<u>鉱さい</u> 106,320 1	ガラス・陶磁器くず t 6,330 t	廃油 	木くず 36 t	汚泥 4,070	廃プラスチック       t     14 t	
ことなる主	***	·					1	
911 7 座:	業廃棄物の再生利用に関する事 【前年度(令和5年度)実績】	垻 (弗3川)						
0.18.17.	産業廃棄物の種類	鉱さい	ガラス・陶磁器くず	廃油	木くず	汚泥	廃プラスチック	
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	15. 26 t	5,617.25 t	0 t	19. 92 t	3, 615. 42	3. 27 t	
-	【目標】 産業廃棄物の種類	鉱さい	ガラス・陶磁器くず	廃油	木くず	汚泥	廃プラスチック	
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	40 1		<i>9</i> Етш 0 t				
ら行う産	業廃棄物の中間処理に関する事	項(第3面)	_I			1	<u> </u>	
	【前年度(令和5年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	鉱さい	ガラス・陶磁器くず	廃油	木くず	汚泥	廃プラスチック	
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 1	t 0 t	0 t	0 t	0 1	t 0 t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量 【目標】	0 1	t 0 t	0 t	0 t	0 1	t 0 t	
	産業廃棄物の種類	鉱さい	ガラス・陶磁器くず	廃油	木くず	汚泥	廃プラスチック	
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 1	t 0 t	0 t	0 t	. 0	t 0 t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 1	t 0 t	0 t	0 t	. 0 1	t 0 t	
ら行う産	業廃棄物の埋立処分又は海洋投	入処分に関する	事項(第4面)					
	【前年度(令和5年度)実績】	At- C	are a mineral pp 4 yr		1 1.2 12		1	
①現状	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った	<u>鉱さい</u> 0 1	ガラス・陶磁器くず t 0 t	<u>廃油</u> 0 t	木くず 0 t	汚泥	廃プラスチック t 0 t	
	産業廃棄物の量							
@al ==	産業廃棄物の種類	鉱さい	ガラス・陶磁器くず	廃油	木くず	汚泥	廃プラスチック	
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 1	0 t	0 t	0 t	0 1	t 0 t	
<b></b> <b>産業廃棄物</b>	の処理の委託に関する事項(第	4・5面)	•					
	【前年度(令和5年度)実績】							
-	産業廃棄物の種類	鉱さい	ガラス・陶磁器くず	廃油	木くず	汚泥	廃プラスチック	
	全処理委託量	91, 025. 68	t 0 t	63. 54 t	12. 62 t	0 1	9.00 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 1	0 t	63.54 t	12.62 t	0 1	t 0 t	
①現状	再生利用業者への 処理委託量	89, 019. 38	t 0 t	63. 54 t	12. 62 t	. 0	t 0 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 1	t 0 t	0 t	0 t	0 1	t 0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 1	t 0 t	0 t	0 t	0 1	t 0 t	
	【目標】		1			Yeard No.	1	
	産業廃棄物の種類	鉱さい	ガラス・陶磁器くず	廃油	木くず	汚泥	廃プラスチック	
	全処理委託量	106, 280	t 0 t	70 t	14 t	0	t 10 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 1	t 0 t	70 t	14 t	0 1	t 0 t	
②計画	再生利用業者への 処理委託量	103, 760	0 t	70 t	14 t	0 1	t 0 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 1	0 t	0 t	0 t	0 1	t 0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への	0 1	t 0 t	0 t	0 t	0 1	t 0 t	

#### 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年5月15日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市若松区南二島三丁目5番1号

氏 名 東京製鐵株式会社 九州工場

常務執行役員工場長 兒島 和仁

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093 (791) 2635

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 11 項の規定に基づき、令和 5 年度の特別管理 産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東京製鐵株式会社 九州工場
事業場の所在地	北九州若松区南二島三丁目5番1号
事業の種類	鉄鋼業 (2632)
特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

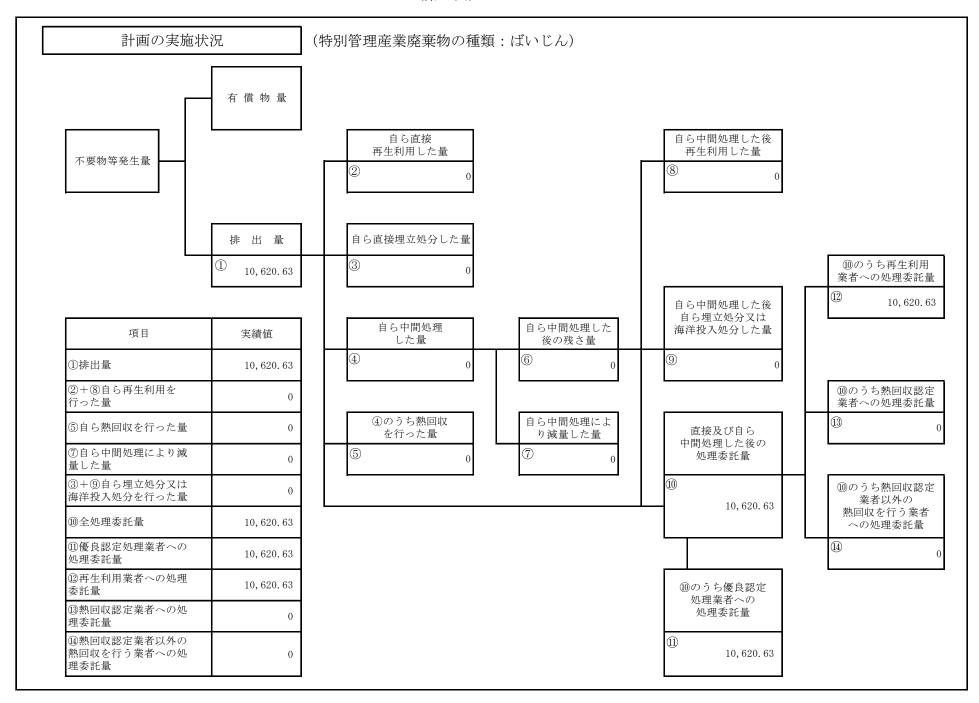
項目    目標値		項目	目標値
排 出 量	11, 120 t	全処理委託量	11, 120 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	O t	優良認定処理業者への 処理委託量	11, 120 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	O t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	11. 120 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	O t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t

#### 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量	前々年度 9,776.72 t
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前年度 10,620.63t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

### ※事務処理欄



- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃 棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1) から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ④欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの 実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2 面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

# 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年5月15日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市若松区南二島三丁目5番1号 氏 名 東京製鐵株式会社 九州工場 常務執行役員工場長 兒島 和仁 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093 (791) 2635

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京製鐵株式会社 九州工場
事業場の所在地	北九州若松区南二島三丁目5番1号
計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
①事業の種類	鉄鋼業(2632)
②事業の規模	99,883百万円(令和5年度出荷額)
③従 業 員 数	312人(令和6年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	製造工程

(日本工業規格 A列4番)

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
	(管理体制図)	廃棄物処理統括責任者 常務執行役員工場長				
				,		
		Į į	環境委員会	Š		
		処理計画作成担当		廃棄物管	<b>学理</b>	
		安全環境総務課		環境管理	里係	
特別	特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
	【前年度(令和5年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類	V			
		排 出 量	10,	6 2 0. 6 3 t		
	①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし。				
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	ľ	 ばいじん		
		排出量		11, 970 t		
	②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし。				
特別	特別管理産業廃棄物の分別に関する事項					
	①現状	(分別している特別・特になし。	管理産業	<b>発乗物の種類及</b>	び分別に関	見する取組)
	②計画	(今後分別する予定 取組) ・特になし。	の特別管	理産業廃棄物の	種類及び分	別に関する

自	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
【前年度(令和5年度)実績】					
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん		
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t		
		(これまでに実施した取組) ・これまでに自社で特別管理産業廃棄物の再生利用を行ったことはない。			
	②計画	【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん		
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t		
		(今後実施する予定の取組) ・今後も自社で特別管理産業廃棄物の再生利用を行う予定はない。			
自	っ行う特別管理産業廃棄	物の中間処理に関する	事項		
	【前年度(令和5年度)実績】				
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん		
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t		
		自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t		
		(これまでに実施した取組) ・これまでに自社で中間処理を行ったことはない。			
		V en large			
	②計画	【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん		
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t		
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t		
		(今後実施する予定の・今後も自社で中間処	○取組) 凸理を行う予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
	【前年度(令和5年度)実績】					
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん			
		自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t			
		(これまでに実施した取組) ・これまでに自社で埋立処分又は海洋処分を行ったことはない。				
		【目標】				
	②計画	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん			
		自ら埋立処分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t			
		(今後実施する予定の取組) ・今後も自社で埋立処分又は海洋処分を行う予定はない。				
特別	l 別管理産業廃棄物の処理	<u> </u>  の委託に関する事項				
	【前年度(令和5年度)実績】					
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん			
		全処理委託量	10,620.63t	t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	10,620.63t	t		
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	10,620.63t	t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t		
		(これまでに実施した取組) ・ばいじんは処理後、製錬原料に再生利用。				

# (第5面)

		【目標】			
	②計画	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん		
		全処理委託量	11, 970 t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	11, 970 t		
		再生利用業者への 処理委託量	11, 970 t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	O t		
		(今後実施する予定の・実施した取組みの維			
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度(令和5年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物 排 出 量 10, (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		10, 620.63 t	
		(今後実施する予定の取組等) ・継続して電子マニフェストを使用する。			
※事務処理欄					

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する こと。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
  - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物 の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特 別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の 実績、目標及び取組を記入すること。
  - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物 の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理 産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入 すること。
  - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類 ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理 及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に 関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及 び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
  - 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
  - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

入すべき事項がないときは、	「一」を記入すること。
9 ※欄は記入しないこと。	